

浜松市公告第 362 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 18 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

店舗名	所在地
(1) 杏林堂薬局引佐店	静岡県浜松市北区引佐町金指 1093-3
(2) 杏林堂薬局西伊場店	静岡県浜松市中区西伊場町 48-24 外
(3) 杏林堂薬局姫街道店	静岡県浜松市中区葵西 3 丁目 6-1
(4) 芳川ショッピングプラザ	静岡県浜松市南区四本松町 460-1 外
(5) 杏林堂薬局白羽店	静岡県浜松市南区白羽町 737
(6) プラザ本沢合	静岡県浜松市浜北区本沢合 122-1 外

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称の変更

- ・ (1) 杏林堂薬局引佐店 （変更日 平成 8 年 10 月 16 日）
（変更前）株式会社杏林堂薬局引佐店
（変更後）杏林堂薬局引佐店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

- ・ (2) 杏林堂薬局西伊場店 （変更日 令和 3 年 8 月 2 日）
（変更前）株式会社杏林堂薬局 代表取締役 渥美 文昭
（変更後）株式会社杏林堂薬局 代表取締役 小河路 直孝

- ・(3) 杏林堂薬局姫街道店 (変更日 平成 26 年 5 月 21 日)
(変更前) 伊藤 颯、伊藤 とく、伊藤 嘉男、伊藤 ヒロ子
(変更後) 伊藤 嘉男、伊藤 ヒロ子

変更する理由 大規模小売店舗を設置する者の死亡のため

- ・(4) 芳川ショッピングプラザ
(変更前) 株式会社イクマ 代表取締役 伊熊 牧治
株式会社コーエイ 代表取締役 高山 正昭

(変更後) 株式会社イクマ 代表取締役 伊熊 雅明
株式会社コーエイ 代表取締役 高山 栄二

変更日 株式会社イクマ 平成 30 年 12 月 6 日
株式会社コーエイ 令和 3 年 6 月 10 日

(3) 小売業者の代表者氏名

- ・(1) ～(4)の各店舗 (変更日 令和 3 年 8 月 2 日)
(変更前) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 渥美 文昭
(変更後) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 小河路 直孝
- ・(5) 杏林堂薬局白羽店 (変更日 令和 3 年 8 月 2 日)
(変更前) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 青田 英行
(変更後) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 小河路 直孝
- ・(6) プラザ本沢合 (変更日 令和 3 年 8 月 2 日)
(変更前) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 渥美 雅之
(変更後) 株式会社杏林堂薬局 代表取締役 小河路 直孝

3 変更する理由

- (1) 店舗名称変更のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者変更のため
- (3) 小売業者の代表者変更のため